

令和5年1月17日

（ 外 務 省
財 務 省
経 済 産 業 省 ）

タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1989号及び第2253号等に基づき、同理事会制裁委員会（以下「制裁委員会」という。）により指定されたタリバーン関係者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会が1個人を追加指定したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を講じることとする。

1. 措置の内容

外務省告示（1月17日告示）によりタリバーン関係者等として指定される者に対し、外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を1月17日から実施する。

（i）支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

（ii）資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とする。

2. 上記資産凍結等の措置の対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計517個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

TEL 03-5501-8000 内線 3307

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 2866

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241